

第 15 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 31 年 4 月 24 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 三明多佳志
9 番 欠 席	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 欠 席	14 番 青葉 真	15 番 欠 席	16 番 大谷 数義
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	2 推 欠 席	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 近重 邦昭
8 推 河野 恒弘	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

9 番 林 秀司	13 番 岡本 健治
15 番 柿元 信次	2 推 田村 邦麿

3. 事務局出席職員

久佐事務局長 木原農地係長、佐々木主任主事  
農林振興課 川辺主任主事、松本主事、松本囑託  
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第15回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、9番林委員、13番岡本委員、15番柿元委員、2番推田村委員以上4名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、7番廣瀬委員から早退の届出が出ております。</p> <p>最近は温いと言いましょか暑い日が続いています。また、月末からは10連休となり過去になかったことです。天皇陛下の関係で、やむを得ないといえはやむを得ないし、色々あるのかなあと思います。水稻作付農家につきましては、おそらく家族も休みでしょうからゆっくりと田植えもできるのではないかと思います。今年は雪が少なく、水不足を心配しています。</p> <p>本日の議事録署名者は、2番岡本委員、19番玉田委員です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入る前に、事務局が発言を求めておりますのでこれを許可します。</p>
事 務 局	<p>このたびの4月1日の人事異動により、産業経済部では、田村部長の退職に伴い、前の湯浅参事が、産業経済部長に就任されました。農業委員会事務局では、佐々本事務局長の後任として久佐事務局長が、また、新たに佐々木栄治主任主事が配属となりましたので2人からからごあいさつ申し上げます。</p>
久佐事務局長	<p>皆さんおはようございます。この4月に事務局長を拝命しました久佐といいます。よろしくお願ひします。2年前まで農林振興係長として大変皆さんにはお世話になりました。また、2年ぶりに農林行政に戻って来ることになりました。この度、農林振興課長と合わせて事務局長を務めさせていただきます。農林振興課の職員も農業委員会の併任発令をしており農業委員会の強化を図っています。今後は、農林振興課と農業委員会がしっかり連携をとって進めてまいりたいと思っていますのでよろしくお願ひします。</p>
佐々木主任主事	<p>おはようございます。この度の定期異動で弥栄支所から参りました佐々木です。よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>その他、農林振興課の川邊主事、松本主事、藤井主事に農業委員会事務局職員の併任辞令が発令されたことをご報告させていただきます。また、3月末まで、農地中間管理事業の担当として、桑本さんがおられましたが、この4月からこの会場にもいらしていただいております松本さんに業務をしていただきますので併せてご紹介させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について 審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。</p> <p>お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定して</p>

	<p>おります。今回、申し出のありました利用権設定は、21件、47筆、65,658㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は4月26日を予定しており、利用権設定については開始日を平成31年5月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～全委員 挙手～
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は金城町七条の田です。場所は金城支所から約1,100m南西の青原です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は257a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上1件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、12番渡辺委員もしくは大崎委員をお願いします。</p>
12番（渡辺委員）	この前現地確認に行きましたが、事務局の説明とおりののでよろしくお願いします。
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>ないようなので、では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認され

	<p>ましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料5ページ6ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段ををご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は都川公民館から約1,250m南西の、都川5行政区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。7ページの顛末書に記載のとおり、昭和50年頃借地をした際、基本的には、地目が宅地に作業所を建設されたところですが、今回の畑の箇所にも一部かかっていたものと考えられるところです。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料5ページ8ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段ををご覧ください。申請地は、弥栄町門田の畑です。場所は弥栄小学校から約1,150m東の、門田集落です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第1種農地に該当します。当該申請の転用目的は、山中にある墓地の移設で、自宅の近くの自己所有地に設置するというものです。</p> <p>農地法第4条申請については、2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について 14番青葉委員もしくは、岡本委員をお願いします。</p>
14番（青葉委員）	<p>4月15日に岡本推進委員さんと事務局さんと現地に行きました。写真から見るとわかりづらかったんですが、反対から撮るとわかりやすかったように思いますが、事務局が言われる通りなのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>2号について 7番廣瀬委員もしくは、小松原委員をお願いします。</p>
7番（廣瀬委員）	<p>今、事務局から説明がありました通りですので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p>
2番（岡本委員）	<p>4条1号ですが、これは建物の中に食い込んでいるんですか。</p>
事務局	<p>ゼンリンを見ていただき、宅地部分で〇〇〇〇の建物があり、公図でいうと畑となっていますが、そこにかかっているということです。またがって建物ができているようなことです。</p>
2番（岡本委員）	<p>既存の建物に食い込んでいて、作業場はどうなるのか。</p>
事務局	<p>かなり前に建っていたので、地目を変えたいということです。</p>
2番（岡本委員）	<p>白い建物は誰のものか。</p>
事務局	<p>底地は地権者で、建てられたのは〇〇〇〇です。</p>
事務局長	<p>建物が建っている底地はすべて〇〇さんのもので、その建物敷地に隣接する畑まで食い込んでいたので、正規の手続きをとっているということです。</p>
事務局	<p>(ホワイトボードで図画にて説明)</p>
会 長	<p>その他ご意見はありませんか。</p>

	<p>では採決に入ります。 第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。 挙手をお願いします。</p>
委員	～挙手 多数～
会長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1号について説明します。申請地は、資料9ページ10ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は黒沢公民館から約1,050m南東の、黒沢7区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、一時転用として近くにありますが三隅川発電所の改修工事用の資材置場及び工事車両の駐車場として利用する計画となっており、下手側周辺には農地はなく影響はないものと考えております。続きまして2号について説明します。申請地は、資料は9ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は、下府町です。場所は国府小学校から約500m、東の下府町5町内の畑です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第2種住居地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であります。 3号について説明します。申請地は、資料9ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、後野町の畑で場所は浜田高校から約1,250m、東の後野町8町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。転用目的は、親御さんの隣接地に貸借で個人住宅の建築の計画という案件でございます。 4号について説明します。申請地は、資料9ページ13ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、弥栄町高内の畑です。場所は、弥栄小学校から約850m、北西の高内で西河内集落です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。当該申請は、この案件も親族の所有地を5条により取得し、個人住宅建築の計画でございます。 5号について説明します。申請地は、資料9ページ14ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、周布小学校から約200m、南西の周布町3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住居地域で、第1種農地に該当します。当該申請は、駐車場整備の計画で、隣接の住宅用地との一体利用の計画と聞いており、この土地の東側に農地はあるものの、大きな影響はないものと思われまます。 6号について説明します。申請地は、資料9ページ15ページ、図面番号</p>

	<p>⑨、現況写真は、3 ページ下段 4 ページ上段をご覧ください。申請地は、治和町の田です。場所は、JR周布駅から 約 650m、南東の、治和町 3-1 町内です。申請地は、農用区域外、都市計画区域外で、第 2 種農地に該当します。当該申請は、16 ページの始末書に記載のとおり、近くにある事務所の移転用地、及び、駐車場用地としての借地の予定で、後ほどの案件の非農地証明がありますが、写真の奥側のような状況だったと思われませんが、伐採後、埋め立てであったという案件で、すでに周辺は住宅用地となっており、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 6 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、10 番三浦委員もしくは野上委員お願いします。</p>
10 推 (野上委員)	<p>3 年計画で水力発電を大規模改修されている現場です。駐車場などに利用され 3 年後には元に戻ると思っていますのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、8 番三明委員もしくは、河野委員お願いします。</p>
8 番 (三明委員)	<p>15 日に現地確認しました。事務局の言われたとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3 号について、16 番大谷委員もしくは、奥迫委員お願いします。</p>
16 番 (大谷委員)	<p>先日、奥迫推進委員と事務局と現地を確認しました。説明のとおりです。中山間地域において、人口が減る中で若い方の定住ということで農地は減りますが大変喜ばしいことだと思います。</p>
会 長	<p>4 号について、7 番廣瀬委員もしくは小松原委員お願いします。</p>
7 番 (廣瀬委員)	<p>先ほど事務局が説明の会ったとおりですのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>5 号 6 号については、前田委員お願いします。</p>
1 推 (前田委員)	<p>16 日に原田会長と事務局と現地確認を行いましたところ問題はないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 5 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>では、採決に入りたいと思います。</p> <p>第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 17 ページ 18 ページ、図面番号⑩、現況写真は、4 ペー</p>

	<p>ジ中段をご覧ください。申請地は、金城町波佐の畑です。場所は、波佐小学校から約150m北西の、菅沢町内です。当該申請地は、現況写真の右側に見えますが、近くに保育園があることから、マムシの心配もあり、草はこまめに刈られている状況ですが、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>2号は、資料は17ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、4ページ下段をご覧ください。申請地は、5条2号の案件の近くで、下府町の畑です。当該申請地は、5条の2号の近くの場所となりますが、年月日不詳より耕作放棄となり、原野化している状況です。3号についても、資料は17ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、5ページ上段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野化している状況です。いずれもまだ、今後の利用は決まっていないという案件です。</p> <p>4号は、資料は17ページ19ページ、図面番号⑩、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。申請地は、旭町市木の畑です。場所は、旧市木小学校から約100m北東の、越木行政区です。当該申請地は、明治公図では八戸川の中州のような状況と思われ、20ページの状況報告書にあるとおり、昭和18年の災害やその後の災害でも被災していたと考えられ、昭和47年頃の地籍調査においては、7筆が筆界未定として処理をされましたが、その筆の1筆は、畑から原野に地目が変更となったこともあるようですが、そうした中、事務所も建築され、現在のような状況で、今回は、非農地処理をした後、所有権移転を計画しているという案件です。</p> <p>5号は、資料は17ページ15ページ、図面番号⑨、現況写真は、3ページ下段4ページ上段をご覧ください。5条6号の案件の隣接地で、申請地は、治和町の田です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄となり、原野化している状況で、非農地証明を求めておられる案件です。この箇所についても、今後の利用形態は未定と伺っております。</p> <p>転用統制外証明願は、以上5件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について 17番佐々岡委員もしくは原田委員お願いします。</p>
17番(佐々岡委員)	<p>先日、事務局と原田委員で現場を見ました。事務局の説明したとおりです。</p>
会 長	<p>2号3号について、8番三明委員もしくは、河野委員お願いします。</p>
8番(三明委員)	<p>河野委員と事務局で現地を確認しました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>4号について、14番青葉委員もしくは岡本委員お願いします。</p>
14番(青葉委員)	<p>岡本委員と事務局とで現場を見に行きました。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>5号については、前田委員お願いします。</p>
1推(前田委員)	<p>先日現場を確認しました。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。</p> <p>1号について、説明します。資料 21 ページ 22 ページ、図面番号⑫、現況写真は、5 ページ下段をご覧ください。届出地は、金城町小国の田です。場所は、小国公民館から約 200m 北東の、小国郷 です。今回、近隣で急傾斜地の防災工事を行うこととなり、その土を利用し、埋め立て後も農地とする計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では報告を終わります。</p> <p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
事 務 局	最初に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第6号について、しまね農業振興公社から説明していただきます。
しまね農業振興公社	(農地機構だよりのお知らせ)
事 務 局	<p>続いて、平成30年度の最適化交付金事業についてでございます。</p> <p>先月お話をさせていただきましたが、本日の資料の封用の中に、毎月の報酬と費用弁償の明細とは別に、3月29日にそれぞれ該当の方には、振り込みをさせていただきましたが、該当の方には、明細書が入っていると思いますので、ご確認をお願いします。なお、疑問に思うことがありましたら、総会后、お聞きいただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>今後の総会の予定について、元号が変わることが予定されていますので、年間計画については、来月、年号が変わったのちに配布したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。なお、5月は24日金曜日の開催を予定しており、6月は、25日火曜日に開催する予定です。事務局からは、以上です。</p>
会 長	<p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ほかにはありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第 15 回総会を終了します。</p>

終了 午前10時20分



以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

